

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年9月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（千葉）（受）第2400446号

厚生局事案番号：関東信越（千葉）（厚）第2400011号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和2年8月1日から同年2月1日に訂正し、令和2年2月及び同年3月の標準報酬月額を26万円、令和2年4月の標準報酬月額を28万円、令和2年5月から同年7月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

令和2年2月から同年7月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、令和2年2月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、請求者のA社における令和2年2月1日から同年4月1日までの期間及び令和2年5月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年2月及び同年3月並びに令和2年5月から同年7月までの標準報酬月額については28万円とする。

令和2年2月及び同年3月並びに令和2年5月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②のうち、請求者のA社における令和2年8月1日から令和3年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年8月から同年12月までの標準報酬月額については24万円から26万円とする。

令和2年8月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年8月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間②のうち、請求者のA社における令和2年8月1日から令和3年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年8月から同年12月までの標準報酬月額については28万円とする。

令和2年8月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額（上記3の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

5 請求期間②のうち、請求者のA社における令和3年1月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年1月から同年3月までの標準報酬月額については24万円から28万円とする。

なお、令和3年1月1日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成11年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年2月1日から同年8月1日まで
② 令和2年8月1日から令和3年4月1日まで

請求期間①について、私は、令和2年2月1日からA社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が遅れたため、請求期間①に係る厚生年金保険の加入記録が保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。また、請求期間②について、厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間の標準報酬月額が、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されている。調査の上、請求期間①について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正するとともに、請求期間②について、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書及び同給与明細書記載の累計の社会保険料額並びに上司の陳述により、請求者は、当該期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は事業主から届出されるべき請求者の資格取得時に係る報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、上記の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、令和2年2月及び同年3月は26万円、令和2年4月は28万円、令

和2年5月から同年7月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求期間①に係る届出や保険料納付について回答を得られないが、請求者の上司は、従業員から健康保険証を交付してほしいとの要望があり、事業主を管轄年金事務所に同行させ、資格取得届を提出させた旨陳述しており、事業主は、厚生年金保険料の徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年9月26日に請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、上記給与明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の資格取得時に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は28万円であると認められるところ、請求期間①のうち令和2年2月1日から同年4月1日までの期間及び令和2年5月1日から同年8月1日までの期間については、上記1の訂正後の標準報酬月額（26万円）を超える額であることから、請求者の令和2年2月及び同年3月並びに令和2年5月から同年7月までの標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②のうち、令和2年8月1日から令和3年1月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（24万円）を超える額であることが認められる。

したがって、請求者の令和2年8月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、令和2年8月から同年12月までの期間に係る届出や保険料納付について回答を得られないが、請求者の上司は、従業員から健康保険証を交付してほしいとの要望があり、事業主を管轄年金事務所に同行させ、資格取得届を提出させた旨陳述しており、事業主は、請求期間②後の令和4年9月26日に請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出し、その際に届け出られた報酬月額に基づき標準報酬月額が決定されていることから、年金事務所は、請求者の令和2年8月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間②のうち、令和2年8月1日から令和3年1月1日までの期間については、上記給与明細書及び日本年金機構の回答により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（28万円）は、上記3の訂正後の標準報酬月額（26万円）を超える額であることから、請求者の令和2年8月から同年12月までの標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記3の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

5 請求期間②のうち、令和3年1月1日から同年4月1日までの期間については、訂正請求において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、厚生年金保険法に基づき認定することとなるところ、請求者から提出された給与明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、28万円であると認められる。

したがって、請求者の令和3年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額を、28万円とすることが必要である。